

## 契約書 別紙

別紙 1	対象施設	1
別紙 2	業務範囲	2
別紙 3	放流水質に関する基準	3
別紙 4	保全管理要求水準	5
別紙 5	維持管理実施計画	6
別紙 6	有資格者に関する条件	10
別紙 7	流入基準	11
別紙 8	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	12
別紙 9	流入基準未達の場合の対応方法	14
別紙 10	汚泥に関する基準	15
別紙 11	引継事項	16
別紙 12	本件施設の環境計測	17
別紙 13	日報、月報および年報等の記載内容	18
別紙 14	委託費等の計算方法	20
別紙 15	委託費の変更	25
別紙 16	保険	27
別紙 17	遵守すべき関連法令、条例等	28
別紙 18	定期修繕業務	29
別紙 19	定期保守点検業務	30

## 別紙 1 対象施設

- ・ 小山川水循環センター  
（上里幹線 マンホールポンプ場を含む。）  
本庄市東五十子 3 8 2 - 1 ほか
  
- ・ マンホール  
児玉幹線 5 6 か所、上里幹線 2 2 か所  
神川幹線 4 3 か所、美里幹線 4 か所  
放流渠 1 3 か所  
場内返送管 1 0 か所
  
- ・ 場外管渠流量計 8 か所

※ 管渠、場内返送管の管渠調査を除く。

ただし、マンホール点検、場内返送管の日常点検は本件業務内とする。

※ 詳細は「業務要求水準書」に示す。

## 別紙2 業務範囲

- ・維持管理実施計画策定及び管理業務
- ・運転管理業務
- ・水質等試験業務
- ・産業廃棄物収集運搬補助業務
- ・危機管理対応業務
- ・備品・消耗品の調達・管理業務
- ・薬品・燃料・電気・水道等の調達・管理業務
- ・近隣住民等への普及啓発活動
- ・維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力
- ・苦情等に対する一次対応
- ・廃棄物処理
- ・保守点検業務（日常点検・定期点検、定期保守点検）
- ・修繕業務（定期修繕、定期修繕以外の小修繕、消耗品の交換及び簡易な修繕）
- ・その他の業務（清掃、警備、建築物及び建築附帯施設の点検、外構施設の管理等）

※ 詳細は、「業務要求水準書」に示す。

## 別紙3 放流水質に関する基準

### (1) 法定基準

表3.1 法定基準

名 称	項 目	範 囲
小山川水循環センター	pH	5.8以上 8.6以下
	BOD (mg/L)	25以下
	SS (mg/L)	60以下
	大腸菌群数 (個/mL)	3,000以下

※ 水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例による。

### (2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

#### 【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する水質試験（受注者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び契約約款第20条第1項に定める検査）の各測定値が満足すべき契約基準。

表3.2 契約基準Ⅰ（各回測定値が満足すべき基準）

名 称	項 目	範 囲
小山川水循環センター	pH	5.8以上 8.6以下
	BOD (mg/L)	15以下
	SS (mg/L)	10以下

#### 【契約基準Ⅱ】

上記の全水質試験の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準。

表3.3 契約基準Ⅱ（年平均値が満足すべき基準）

名 称	項 目	範 囲
小山川水循環センター	BOD (mg/L)	5以下
	SS (mg/L)	5以下

加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	...
測定 ↓ 結果A				測定 ↓ 結果B			測定 ↓ 結果C				測定 ↓ 結果D			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div X$$

※ 年度を跨ぐ平均値の計算（契約基準Ⅱ）は、前年度の最終測定結果の値を適用するものとする。ただし、契約初月は、最初の測定日の結果からとする。

※ Xの値は、それぞれの年度における業務実施日数

令和5年度： 31日、令和6年度：365日、令和7年度：365日

令和8年度：334日

※ 流入水が別紙7に示す流入基準を満足していない場合（やむを得ない場合により放流水質契約基準Ⅰの未達が生じた場合を含む。）の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。（基準逸脱が無視できる程度のときは受注者からの協議で除外しなくてもよい。）

## 別紙4 保全管理要求水準

事業期間満了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、損傷がない状態（通常の使用による、その機械の損傷、能力低下を除く。）となるよう流域下水道自家用電気工作物保安規定、流域下水道機械設備標準保守点検基準、埼玉県流域下水道電気設備標準保守点検実施基準や関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構等の保守管理や清掃については、機能及び美観を損なわないように行うこと。また、機器類、歩廊や手摺りなどについては、錆の発生を防ぐよう日常から補修塗装を行うこと。

## 別紙5 維持管理実施計画

維持管理実施計画を構成する各諸事項は、原則として以下のとおりとする。

### 別紙5-1 維持管理実施基本計画

#### (1) 実施方針

本件業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための本件業務における管理思想、周辺環境及び住民への配慮、契約書第1条第2項の各号に定める業務ごとの基本方針及びその概要、要求水準に対する考え方（業務要求水準書Ⅳ1～4）等について、本件業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

#### (2) 人員体制

本件業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（必要な場合、下請け関係も含む。）を、その目的と系統、人員配置及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

#### (3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に本件業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。

#### (4) 薬品、燃料、電気、水道等の調達、使用の方法

本件施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、電気、水道等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるように記載すること。

#### (5) 運転管理計画

流入水を安定的に処理するための運転指標や各施設の運転方法及び要点、水質分析の内容・頻度、脱水汚泥等の搬出量及び搬出頻度、その他の施設運転における重要事項等について、年間を通じて各業務計画が把握できるように記載すること。

#### (6) 保全管理計画

事業期間中を通して劣化を防ぎ、本件施設の能力、外観を保全するための日常点検（点検頻度・点検要領）、定期点検及び修繕業務の実施計画、腐食性ガス発生に対する対策など機器の延命化に関する考え方、清掃（頻度・清掃要領）、外構等場内の保全方法、警備、物品管理の方法及び要領等その他の必要な事項について記載すること。

(7) 緊急時等への対応

本件施設に事故が発生した場合、その他緊急の場合の対応手順を簡潔にまとめ、以下のような場合について記載すること。

- ・大雨時の対応（別紙9に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する。また、別紙9と矛盾しないこと。）
- ・水質異常時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(8) 普及啓発活動

水循環センターにおいて実施する、近隣住民や児童・生徒等に対する下水道の理解を深める活動の計画について記載すること。

(9) その他の提案

その他、受注者が提案する事項がある場合は、提案する項目とその目的及び内容を記載すること。



## 別紙 5-2 年間維持管理実施計画

年間を通じた基本的事項、業務、日程等を把握できるように以下の内容について記載する。

### (1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）

- ・年間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
- ・組織、人員の配置（必要がある場合は経験及び資格・下請け関係を含む。）
- ・危機管理における連絡先の確認

### (2) 水質管理計画

- ・放流水質管理目標
- ・水質試験等の日程等
- ・その他必要事項

### (3) 保守点検計画

- ・日常点検、定期点検の日程等
- ・重点点検機器や箇所
- ・発見された不具合に対する対応等
- ・その他必要事項

### (4) 修繕実施計画

- ・定期修繕の日程等
- ・小修繕対応計画
- ・その他必要事項

### (5) 脱水汚泥及び沈砂・し渣搬出計画

- ・脱水汚泥及び沈砂・し渣搬出の日程及び想定量
- ・その他必要事項

### (6) 警備業務計画

- ・警備業務の計画、連絡先
- ・その他必要事項

### (7) コンクリート構造物の劣化状況調査計画

- ・点検頻度
- ・調査方法（目視）
- ・その他必要事項

## 別紙 5-3 月間維持管理実施計画

月間維持管理実施計画は、次の各号所定の事項（年間維持管理実施計画記載事項）を日単位で把握できるように作成する。

- (1) 運転管理計画（水処理施設及び汚泥処理施設）
  - ・ 月間を通じた運転指標等運転管理の総括的事項
  - ・ 組織、人員の配置と氏名（必要に応じて下請け関係を含む）
  - ・ 危機管理における連絡先の確認
- (2) 水質管理計画
  - ・ 水質試験等の日程等
  - ・ その他必要事項
- (3) 保守点検計画
  - ・ 日常点検、定期点検の日程等
  - ・ その他必要事項
- (4) 修繕実施計画
  - ・ 修繕の日程等
  - ・ その他必要事項
- (5) 脱水汚泥及び沈砂・し渣搬出計画
  - ・ 脱水汚泥及び沈砂・し渣搬出の日程及び想定量
  - ・ その他必要事項
- (6) 警備業務計画
  - ・ 警備業務の計画・連絡先
  - ・ その他必要事項
- (7) コンクリート構造物の劣化状況調査計画
  - ・ 点検頻度
  - ・ 調査方法(目視)
  - ・ その他必要事項

## 別紙6 有資格者に関する条件

本件業務を実施するため、以下の資格者を選任すること。

資格名称等	根拠法令等
下水道維持管理資格者	下水道法(施行令第15条の3)
危険物取扱者(甲又は乙種第4類)	消防法
酸素欠乏危険作業主任者(酸欠+硫化水素)	労働安全衛生法
特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第2種電気工事士又はこれと同等以上の者 (連絡責任者)	流域下水道自家用電気工作物保安規程
公害防止主任者(大気関係)	埼玉県生活環境保全条例
小型移動式クレーン運転技能者	労働安全衛生法
玉掛技能者	労働安全衛生法
床上操作式クレーン技能者	労働安全衛生法
ガス溶接技能講習修了者	労働安全衛生法
アーク溶接特別教育修了者	労働安全衛生法
エネルギー管理士又はエネルギー管理員 <sup>(※)</sup>	エネルギーの使用の合理化に関する法律

※ エネルギー管理員またはエネルギー管理士の選任義務はないが、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく業務を実施するために要する。

## 別紙 7 流入基準

### (1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表 7. 1 流入水の水量

名 称	流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	
	年度	日最大
小山川水循環センター	R 5	30,000
	R 6	30,000
	R 7	30,000
	R 8	30,000

### (2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表 7. 2 流入水の水質

名 称	項目	範囲
小山川水循環センター	pH	5 を超え 9 以下
	BOD (mg/L)	600 未満
	SS (mg/L)	600 未満

### (3) 流入予測水量

事業期間中の流入予測水量は、下表のとおりである。

表 7. 3 流入予測水量

名 称	年度	流入予測水量
小山川水循環センター	R 5	468,472m <sup>3</sup> /1 か月間
	R 6	5,583,770 m <sup>3</sup> /年
	R 7	5,651,660 m <sup>3</sup> /年
	R 8	5,233,780 m <sup>3</sup> /11 か月間

## 別紙 8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、別紙 3 に示す放流水質基準を満足できない場合、以下の手続きを行う。

### (1) 契約基準 I の未達の場合

#### 第 1 段階：未達の確認、報告、通知及び追加の水質計測

- ・受注者は、水質計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I、放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに発注者に報告し、追加の水質計測を実施する。
- ・発注者は、法定検査、第 20 条第 1 項の検査等により放流水質が放流水質契約基準 I、放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受注者に通知するとともに、受注者は追加の水質計測を実施する。

#### 第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質契約基準 I 未達の場合には、受注者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・放流水質法定基準未達の場合には、発注者の指導、監督に従い、受注者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・流入水が流入基準を満たさないことに起因する場合は、発注者と対応を協議する。
- ・受注者は追加の水質計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準 I を満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、流入水が流入基準を満たさない場合及びやむを得ない事態による場合は、受注者は原因究明、改善計画書の作成、改善措置の実施に係る費用を発注者に請求することができる。

#### 第 3 段階：委託費の減額

- ・流入水が原因である場合及び真にやむを得ない事態による場合を除き、別紙 14 のとおり委託費を減額する。

#### 第 4 段階：契約解除、違約金

- ・流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準 I を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が速やかに提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、受注者は契約約款第 10 条第 3 項に基づき、定められた違約金を支払う。

## (2) 契約基準Ⅱの未達の場合

### 第1段階：未達の確認・報告

- ・受注者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告する。

### 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、受注者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・受注者は、必要に応じ追加の水質計測を行い改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。

### 第3段階：委託費の減額

- ・放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、別紙14のとおり委託費を減額する。

### 第4段階：契約解除、違約金

- ・改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、受注者は契約約款第10条第6項に基づき、定められた違約金を支払う。

## 別紙9 流入基準未達の場合の対応方法

別紙7に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、本件施設において対応可能な範囲内の雨天時浸入水等については、受注者が適切な措置をとって対応する。

なお、下記の措置等を行ってもなお対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

- ・ 気象情報等を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・ 流入水の水量が時間最大流入水量（2,023m<sup>3</sup>/時）を上回った場合であっても、汚水ポンプで対応できる範囲ではすべての汚水ポンプを稼働させる等により適切な運転を行う。
- ・ ポンプ井水位を常に監視し、管渠からの溢水を防止するよう努力すること。
- ・ 流入ゲート等の操作により、沈砂池の機械類の水没の防止にも注意を払うこと。
- ・ 水処理・汚泥処理についても、水循環センターの管理者として、自らの知見を動員し水環境の保全に努めること。

## 別紙 10 汚泥に関する基準

### (1) 法定基準

表 10. 1 脱水汚泥に関する法定基準

	場 所	項目	値
脱水汚泥	小山川水循環センター	含水率	85.0%以下

### (2) 契約基準

脱水汚泥に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

#### 【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する脱水汚泥の含水率に関する測定結果(日平均)において満足すべき契約基準。日常の含水率は、施設稼働時号機毎に最低1回以上測定し、その平均を求めた日平均を記載すること。

表 10. 2 契約基準Ⅰ(各回測定値(日平均値)が満足すべき基準)

	場 所	項目	値
脱水汚泥	小山川水循環センター	含水率	83.0%以下

#### 【契約基準Ⅱ】

脱水汚泥の含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値において満足すべき契約基準。

表 10. 3 契約基準Ⅱ(年平均値が満足すべき基準)

	場 所	項目	値
脱水汚泥	小山川水循環センター	含水率	78.0%以下

※ 年平均値(加重平均値)を算定する際の各測定日の間隔については、別紙3における放流水質に関する契約基準Ⅱの規程を準用する。



## 別紙 1 1 引継事項

- ・ 受注者は事業期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成すること。
- ・ 事業期間中、引き継ぎが必要な新たな事項があった場合は適宜、当該文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受注者が把握できるように作成する。
- ・ 以下の項目を参考に記載すること。

- (1) 各機器単体の運転状況
- (2) 総合運転時の各機器の連携状況
- (3) 各機械の固有特性、振動、異音等の状態
- (4) 計装設備の調節状況
- (5) 運転上の特別な操作（運転管理基準及び運転操作基準等の整理）
- (6) その他注意事項

※ 受注者により加筆訂正された運転管理基準及び運転操作基準等は、発注者が小山川水循環センター施設運転のために使用することができる。

## 別紙 1 2 本件施設の環境計測

受注者は日常的な運転管理のため、業務要求水準書資料の水質試験要領（資料 1）に示す水質計測及び定期点検要領書（資料 6）に示すダイオキシン類、臭気等の調査を行うものとする。

## 別紙 1 3 日報、月報および年報等の記載内容

### (1) 日報

#### 【記載事項】

- |   |                     |        |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 天候、気温、雨量            | (気象)   |
| 2 | 報告者                 | (担当)   |
| 3 | 別紙 1 2 による環境計測項目の結果 | (水質)   |
| 4 | 各処理運転フローにおける処理数量    | (処理状況) |
| 5 | 薬品、燃料、電気、水道等の数量     | (調達)   |
| 6 | 管理の指標としている諸元値       | (管理)   |
| 7 | 主要機器の運転記録           | (運転)   |
| 8 | 苦情 (内容と対応状況)        | (苦情)   |
| 9 | その他記録・報告すべき事項       | (備考)   |

### (2) 月報

#### (2) - 1 月間業務報告

#### 【記載事項】

- 1 日報に記載の事項
- 2 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3 事故・故障記録、対応報告
- 4 管理報告

#### (2) - 2 維持管理月報

### (3) 年報

#### 【記載事項】

- 1 月報記載事項の月集計※環境分析業務の結果も含む
- 2 施設機能報告書
- 3 その他必要な報告事項

#### (4) 定期保守点検実施報告書・定期修繕実施報告書

##### 【記載事項】(以下、定期修繕実施報告書の場合)

※定期保守点検実施報告書の場合は、“修繕”を“保守点検”と読み替える。

- 1 件名
- 2 場所
- 3 修繕実施者
- 4 修繕金額
- 5 対象設備・機器名称
- 6 修繕内容(内容の詳細、範囲、試運転、調整、データ測定等に関して記載。工場整備や検査等のある場合は、整備工場の場所や作業内容を明記。塗装作業がある場合は、ケレン・塗装仕様と膜厚測定結果を明記。)
- 7 交換部品……名称、型式・仕様、メーカー名又は製造所名、数量を明記。
- 8 施工方法……施工手順方法や施工体制等明記。
- 9 使用機材……据付、撤去、搬入等に要した資機材等があれば明記。
- 10 修繕結果・考察・所見……修繕結果、今後の修繕計画、維持管理上の推奨事項等。
- 11 発注者が用意する設備台帳に電子的に入力する業務(AMDBへの入力)

##### 【添付書類】

上記の記載事項の他、必要に応じて、以下のものを添付すること。

- 1 写真 サービス版カラー写真をA4の写真帳に整理する。ただし、デジタルカメラを使用する場合は、画像品質有効画素数200万画素以上、フルカラー300dpi以上でA4に印刷し、少なくとも3年以上劣化が生じないものとする。  
また、内容が必要と認められるものについては画像ファイルを提出すること。  
メディアはCD-ROM等の一般的な媒体とする。  
撮影は、施工前、施工中、施工後、使用機器部品材料、新旧の交換機器部品、分解時の状況、組立後や運転後に確認出来ない部分、各種検査・試運転・データ測定等の状況、発生品等撮影しておく。
- 2 図面 竣工図面(交換部品等は赤印のこと)。その他、機器の交換のある場合は、機器図面や仕様書を添付する。
- 3 実施工程表
- 4 各種データ測定記録……施工前と施工後を対比出来るよう記載する。
- 5 メーカー保証書、検査成績表、ミルシート等の写し。
- 6 工事カルテ、マニフェスト(現場発生材の処理が確実に行われたことが確認できる書類等)他、関係諸法規に関連する書類の写し。

##### 【その他】

修繕を実施した場合は、必ず、設備台帳等(AMDB)に記入するとともに、機器交換や改造等を行った場合は、完成図書等の差し替え及び変更を行う。

##### 【様式】

報告書は原則、A4縦の横書き書式とし、表紙を付け製本する。

## 別紙 1 4 委託費等の計算方法

### (1) 維持管理業務等に係る委託費の考え方

発注者が受注者に支払う委託費は、以下の算式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{(委託費)} &= \text{(固定費)} + \text{(変動費)} + \text{(修繕費等)} \\ \text{(変動費)} &= \text{(変動費単価)} \times \text{(処理水量 (実績値))} \end{aligned}$$

ここで固定費とは、本件施設における処理水量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における処理水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。修繕費等は定期修繕と小修繕及び定期点検に要する費用である。

事業期間中の固定費の合計額と変動費単価の内訳は、表 1 4. 1 に示すとおりとする。

表 1 4. 1 維持管理業務等に係る費用内訳 (単位：円)

費 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
(委託費の積算に 用いる処理水量)	468, 472 (m <sup>3</sup> /1 か月間)	5, 583, 770 (m <sup>3</sup> /12 か月)	5, 651, 660 (m <sup>3</sup> /12 か月)	5, 233, 780 (m <sup>3</sup> /11 か月間)	
運転管理費・ 設備管理費等	固定費				—
薬品費(次亜塩素 酸、高分子凝集 剤、消臭剤)	変動費*				—
	(単価)	/m <sup>3</sup>	/m <sup>3</sup>	/m <sup>3</sup>	—
薬品費 (活性炭 他)	固定費				—
下水処理用 消耗品	固定費				—
燃料費	固定費				—
電気基本料金 相当額	固定費				—
電力量料金 相当額	変動費*				—
	(単価)	/m <sup>3</sup>	/m <sup>3</sup>	/m <sup>3</sup>	—
上水道料金	固定費				—
定期保守点検費	点検費等				—
定期修繕費	修繕費等				—
小修繕費	修繕費等				—
諸経費	固定費				—
合 計					

※ 別紙 7 の事業期間中の流入予測水量が流入するとした場合の変動費

- ・ 変動費単価は円の単位とするが、小数点以下第 2 位までの表記とする。
- ・ 変動費の欄の額は、変動費単価に委託費の積算に用いる処理水量を掛け、1 円未満の端数を切り捨てたものである。
- ・ 上記の金額は消費税及び地方消費税の額を含まない。

委託費は概算払いとし、年度ごとに清算する。  
 委託費の支払いは各年度、四半期ごととする。その際、支払う委託費については、表14.2のとおりとする。

表14.2 委託費の支払い可能額 (単位：円)

請求月	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4月	---			
7月	---			
10月	---			
1月(3月)				
合計				

- ・上記の金額は消費税及び地方消費税の額を含まない。
- ・4月、7月、10月の支払い可能額は、入札時に提出された内訳書の各年度の額を4で割り1,000円未満の端数を切り捨てたものである。1月の金額は各年度の金額から前記の支払い可能額を差し引いた金額である。令和5年度は3月とする。
- ・受注者の請求可能額は、消費税及び地方消費税の額を加算したものである。1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 維持管理業務に係る委託費の減額及び追加費用について

別紙3に示す契約基準Ⅰ及び契約基準Ⅱに対する要求水準未達の場合は、下記に示すとおりの措置を行う。

ア 別紙3に示す契約基準Ⅰに対する要求水準未達の場合

受注者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び契約書第20条第1項に定める検査等により、放流水質契約基準Ⅰの未達が発生した場合は、前項（1）で計算される委託費の減額を、下記に示すとおり行う。

(ア) 流入水が別紙7に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが発注者と受注者で対応可能と合意した場合を含む。）

- a 放流水質が別紙3に示す契約基準Ⅰを満たしている場合、かつ、脱水汚泥が別紙10に示す契約基準Ⅰを満たしている場合、固定費＋変動費の全額を支払う。

- b 放流水質が別紙3に示す契約基準Iと法定基準の間にあり、脱水汚泥が別紙10に示す契約基準Iを満たしている場合、固定費を以下のとおり減額する。

$$\text{委託費の減額} = \text{上記(1)項に示す当該月の委託費のうち固定費分の金額} \times (\alpha / \text{当該月の全日数})$$

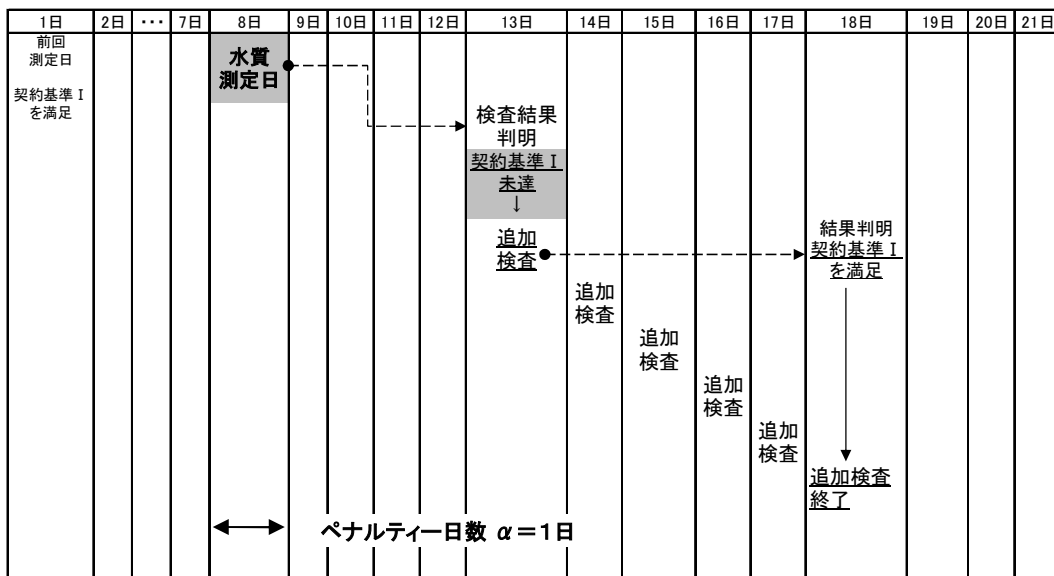
$\alpha$  (日) : 要求水準未達の日数

ただし、水質検査の結果が判明するのが検査実施日(採水日)から時間がかかる水質項目については、以下のとおり $\alpha$ を勘定する。

(ケース1及びケース2) 1円未満の端数は切り捨てる。

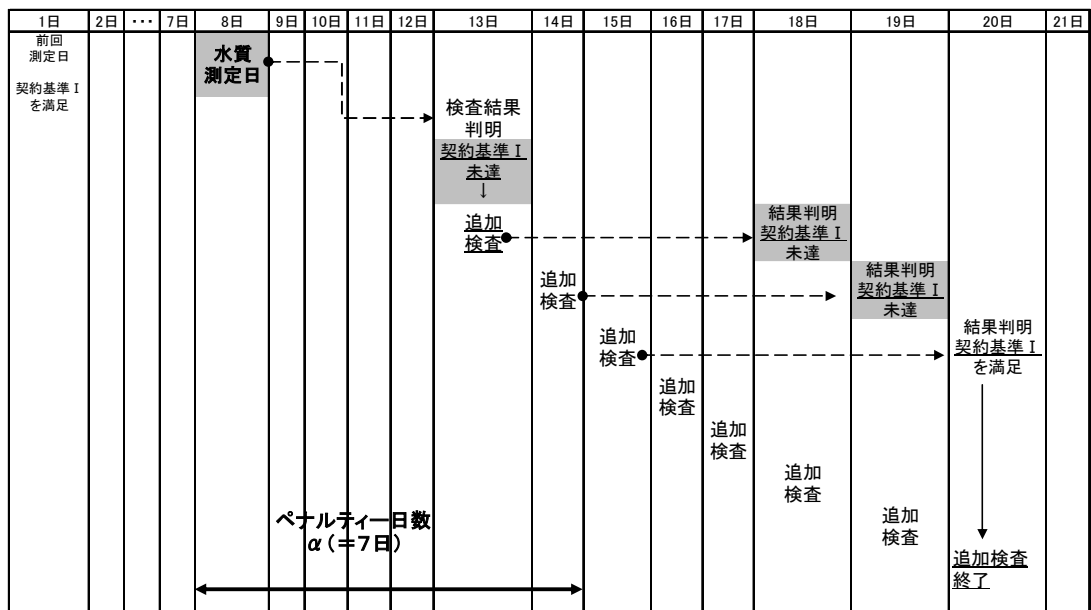
【ケース1】

定期測定の結果、別紙3に示す契約基準Iの未達が判明し(下例では13日)、即日追加検査を行った結果は別紙3に示す契約基準Iを満足した場合は、 $\alpha = 1$ 日とする。



【ケース2】

定期測定の結果、別紙3に示す契約基準Iの未達が判明し(下例では13日)、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙3に示す契約基準Iを満足しなかった場合は、当初の定期測定日(下例では8日)から別紙3に示す契約基準Iの未達が発生した最終日(下例では14日)までの全日数をペナルティー日数 $\alpha$ とする。(下例では、 $\alpha$ は8日から14日までの7日となる)



- c 放流水が別紙3に示す法定基準又は脱水汚泥が別紙10に示す法定基準のいずれかを満たしていない場合、①、②のうち、金額の大きい方の額を減額する。1円未満の端数は切り捨てる。

① 委託費の減額 = 上記(1)項に示す当該月の委託費のうち固定費分の金額 × ( $\alpha$  / 当該月の全日数)

$\alpha$ の算定は上記b項の方法に準じる。

- ② 当該月の委託費のうち固定費分の金額の40% (当該月の委託費のうち固定費は、表14.1に示す各年度の固定費の合計の12分の1とする。)

- (イ) 流入水量が別紙7に示した基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合 (別紙9に相当する場合)

流入水量が基準を超えている場合でも、発注者が受注者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

(委託費) = (固定費) + (変動費) + (修繕費等)

別紙9に相当する場合、別紙3に示す契約基準Ⅰを満たさない場合でも、委託費の減額を行わない。この時、放流水が別紙3に示す法定基準又は汚泥が別紙10に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。



(ウ) 流入水質が別紙7に示す流入基準を超えた場合

- a 放流水質が別紙3に示す法定基準を満たし、脱水汚泥が別紙10に示す法定基準を満たす場合、発注者が受託者に支払う委託費は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{修繕費等}) + (\text{追加費用})$$

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質法定基準を満たすために要する費用をいう。なお、追加費用の支払いについては、当該年度の最終月に清算する。

- b 放流水が別紙3に示す契約基準Ⅰ又は脱水汚泥が別紙10に示す法定基準のいずれかを満たしていない場合でも、委託費の減額を行わない。この時、放流水が別紙3に示す法定基準又は脱水汚泥が別紙10に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

イ 別紙3及び別紙10に示す契約基準Ⅱに対する要求水準未達の場合

放流水が別紙3又は脱水汚泥が別紙10に示す契約基準Ⅱを満たしていない場合は、以下のとおり委託費の減額を行う。なお、上記の減額は、当該年度の最終月の支払額と相殺し清算する。

当該年度の年間委託費のうち固定費分の金額の2%を減額する。

(3) 修繕業務に係る委託費について

(ア) 小修繕

定期修繕及び下記(イ)に記載する簡易な修繕以外で250万円(消費税及び地方消費税の額を含む)以下の修繕を小修繕という。小修繕業務にかかる委託費については、維持管理に係る委託費と同時に支払うことができる。なお、小修繕業務に係る年間委託費と受注者の実施した小修繕費の年額との差額については、年度ごとに清算する。下表に小修繕業務に係る費用内訳を示す。

表14.3 小修繕に係る費用内訳 (単位:円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小修繕費	年間	0	8,400,000	8,400,000	8,400,000

※ 上記の金額は消費税及び地方消費税の額を含まない。

(イ) 簡易な修繕

在庫部品、在庫消耗品及び受注者が自らの費用で部品、消耗品を入手して受注者の責任で消耗品の交換や修繕を行うもの。

詳細は、業務要求水準書12.3簡易な修繕に示す。

## 別紙 15 委託費の変更

以下に定める項目について委託費の変更を行う。

### 1 電気料金について

各年度の電気料金単価が確定したとき。(高圧で受電するものに限る。)  
発注者が電力供給事業者(令和5年度は、東京電力エナジーパートナー株式会社)と契約する電気需給約款の改正等により基本料金単価、電力量料金単価(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金含む。)の変動が生じ、その変動後電気料金が基準電気料金に対し1.5%を超えて増減した場合は、以下に示す算出方法により算定し、委託費の変更を行うことができる。

①基準電気料金に対して、変動後電気料金が1.5%を超えて上回った場合  
増額 = (変動後電気料金 - 基準電気料金 × 1.015) × 請負比率

②基準電気料金に対して、変動後電気料金が1.5%を超えて下回った場合  
減額 = (基準電気料金 × 0.985 - 変動後電気料金) × 請負比率

※1 「基準電気料金」とは、発注者が定める年間予定流入水量、年度予定契約電力、年度予定力率及び年度予定電力量、並びに発注者が電力会社と契約する電気受給約款による料金単価を基準として、別途算出した電気料金のことをいう。

※2 「変動後電気料金」とは、発注者が定める年間予定流入量、年度予定契約電力、年度予定力率及び年度予定電力量、並びに発注者が調達する電気需給契約による料金単価から、別途算出する電気料金のことをいう。

※3 料金単価は消費税込み価格で示されるので、増額・減額の算出直前で「1 + 0.1 (消費税及び地方消費税の額)」で割り戻すこととする。増額・減額は千円単位とし千円未満の端数は切り捨てる。

※4 請負比率は百分率とし、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで求める。

### 2 賃金の変動に基づく委託費の変更について

発注者又は受注者は、業務契約締結の日から12か月を経過した後に、賃金の変動により委託費が不相当となったと認められた場合は、相手方に対して委託費の額の変更を請求できる。ただし、賃金の変動の対象とする労務費は別紙14に記載の「維持管理業務等に係る費用内訳」の運転管理費・設備管理費等と定期保守点検業務に係る労務費を対象とする。

上記による請求があった場合は、変動後残委託費が変動前残委託費に対し1.5%を超えて増減した場合に、以下に示す算定方式により算定し、委託費の変更を行うことができる。

①変動前残委託費に対して、変動後残委託費が1.5%を超えて上回った場合

$$\begin{aligned} \text{増額} &= (\text{変動後残委託費} - \text{変動前残委託費} \times 1.015) \times \text{請負比率} \\ \text{②変動前残委託費に対して、変動後残委託費が1.5\%を超えて下回った場合} \\ \text{減額} &= (\text{変動前残委託費} \times 0.985 - \text{変動後残委託費}) \times \text{請負比率} \end{aligned}$$

変動前残委託費及び変動後残委託費は、請求のあった日を基準とする。  
上記の請求は、委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、「契約締結の日」とあるのは「直前の委託費変更の基準とした日」と読み替える。

- ※1 「変動前残委託費」とは、委託費から見直し事由が生じる以前の委託費を控除した額をいう。
- ※2 「変動後残委託費」とは、変動後の賃金を基礎として算出した変動前残委託費に相応する額をいう。
- ※3 請負比率は電気料金での算定方法と同様とする。
- ※4 賃金とは、埼玉県が使用している労務単価とする。

## 別紙 16 保険

### (1) 受注者の加入する保険

受注者は、自らの費用で事業期間中、以下の補償限度額を条件とする第三者賠償保険の付保を行うこと。なお、見学者も補償の範囲に含めること。

対人： 一人1億円以上、一事故当たり10億円以上

対物： 一事故当たり1億円以上

### (2) 発注者の加入する保険

発注者は、自らの費用で下記保険に加入しており、事業期間中これを継続する。

- ・ 建物共済（（公財）都道府県会館）  
対象 管理棟
- ・ 下水道賠償責任保険（（公社）日本下水道協会）  
対象 管渠、ポンプ場、水循環センター

## 別紙 17 遵守すべき関連法令、条例等

本事業の実施にあたり、以下の関係法令等を遵守する。

- (1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号、改正令和 4 年法律第 44 号)
- (2) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号、改正令和 4 年法律第 55 号)
- (4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号、改正令和 5 年法律第 63 号)
- (5) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (7) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (8) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (9) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (10) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (11) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (12) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (13) 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (14) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)(昭和 54 年法律第号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (15) 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年条例第 57 号、改正令和 4 年条例第 11 号)
- (16) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号、改正令和 5 年法律第 44 号)
- (17) 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号、改正令和 4 年法律第 74 号)
- (18) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号、改正令和 4 年法律第 46 号)
- (19) 計量法(平成 4 年法律第 51 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (20) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号、改正令和 4 年法律第 68 号)
- (21) その他関連法令・施行規則等

※ 法改正には十分注意すること。

## 別紙 18 定期修繕業務

受注者は、下表のとおり定期修繕業務を行う。なお、各業務の詳細内容は業務要求水準書に定める。機械設備工事標準仕様書、機械設備工事一般仕様書、電気設備工事一般仕様書を適用する。

表 18 定期修繕業務一覧

名 称	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動除塵機修繕	○		
1-1, 2 最初沈殿池汚泥掻寄機修繕	○		
No. 2 雑用水ポンプ修繕	○		
No. 1 濃縮汚泥引抜弁修繕	○		
No. 2 濃縮汚泥引抜弁修繕	○		
汚泥棟 No. 1 空気圧縮機修繕	○		
No. 1 流入ゲート修繕		○	
No. 1 しさ搬出機修繕		○	
No. 1 しさ洗淨機修繕		○	
1-3, 4 最終沈殿池汚泥掻寄機修繕		○	
No. 1 濃縮汚泥移送ポンプ修繕		○	
No. 2 濃縮汚泥移送ポンプ修繕		○	
No. 3 汚泥供給ポンプ修繕		○	
No. 3 薬液供給ポンプ修繕		○	
汚泥棟 NO. 2 空気圧縮機修繕		○	
沈砂搬出機修繕			○

## 別紙 19 定期保守点検業務

受注者は、下表のとおり定期保守点検業務を行う。  
 なお、各業務の詳細内容は業務要求水準書及び各業務要領書に定める。

表 19 定期保守点検業務一覧

名 称	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電子計算機保守点検業務	○	○	○
電気設備保守点検業務	○	○	○
地下タンク漏洩検査業務	○ ※1	○	○ ※1
消防用設備保守点検業務	○	○	○
管渠流量計保守点検業務	○	○	○
植栽管理業務	○	○	○
環境分析業務(臭気測定等)	○	○	○
活性炭交換業務 ※2	○	○	○

〔注記〕受注者は、関係法令、流域下水道自家用電気工作物保安規程（平成31年）、埼玉県流域下水道電気設備標準保守点検実施基準（令和2年）、及び流域下水道機械設備標準保守点検基準（令和2年）に従い、上記の業務を行うこと。

※1 地下タンク漏洩検査業務について、点検対象となる既設の地下タンク貯蔵施設は、設置後15年を超過しており、1年以内に1回の定期保守点検が必要であるが、関連法令に基づく対応により、令和7年度のみの場合もある。

前回の漏洩検査実施日は、令和4年11月11日である。

※2 活性炭は、薬品費であり、定期保守点検には含まれないが実施にあたっては、定期保守点検要領書のとおりである。